

高齢者虐待対応伴走支援事業実施要領

1 目的

高齢者虐待防止法の理念に基づき、県内の市町村が受理した高齢者等への虐待（疑いを含む）について、その具体的な対応と体制整備等の支援を行い、権利擁護の推進を支援する。

2 事業内容

(1) 実施主体

長野県

(2) 対象となる団体

市町村

(3) 実施内容

長野県高齢者虐待対応専門職派遣チーム（以下、「派遣チーム」という。）は、弁護士及び社会福祉士の2名で構成する。

派遣チームは、ケース会議、事例検討会等で助言・指導を行う。

派遣チームによる直接の虐待者の対応及び電話やFAX、メール等での相談は除く。

本事業の対象は、市町村担当部署の職員（管理職の同席を原則）が出席する会議とする。

3 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間

4 実施方法及び手順

(1) 市町村は、原則として派遣希望日の2週間前（緊急の事案など特別な事情のある場合は除く。）までに県に派遣希望を申し出る。

県は必要に応じ、派遣チーム事務局と調整を行い、市町村は派遣チームとケース概要や相談内容の打ち合わせを行う。

(2) 市町村は派遣チームと調整した内容に基づき、県に申し込む（様式1）。

(3) 県は派遣チーム事務局に派遣依頼を行う。

(4) 市町村は、事業実施終了後14日以内に実績報告書を県に提出する（様式2）。また、実施状況がわかる資料（例：ケース会議録等）を添付する。

(5) 派遣チームの派遣に要する謝金・旅費については県が負担する。

謝金：1時間@11,000円/人 旅費：県の規定に基づき支給

5 その他

(1) 予算の範囲内で実施する。

(2) この要領に定めのない事項については、長野県、対象市町村及び派遣チームが協議し実施することとする。

(別紙)

【高齢者虐待対応伴走支援事業の流れ】

